

岩手県医療局管理規程第4号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月18日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）<u>第39条</u> <u>第3項</u>の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第 1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」と いう。）の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当 該各号に定める勤務の形態とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）<u>第39条</u> <u>第5項</u>の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第 1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」と いう。）の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当 該各号に定める勤務の形態とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。